

はしがき——本書利用の手引き——

本書は、筆者が現在講義している日本大学、神田外語大学、横浜商科大学、山梨学院大学、演習講義を担当した税務大学校において、経済法・民法・法学入門の講義の教材として使用している講義案をもとに、横浜商大論集41巻1号で掲載された筆者論文の再構成したものと第1部第7章に加え、多くの受講生からの意見や質問に答えるために内容を再検討して、2009（平成21）年に改正され、2010（平成22）年施行の改正独占禁止法に対応した経済法のテキストとしたものです。

このテキストの利用者層は、つきの学習者を想定しています。

法学部においては、ほどほどに法学を学習して、なんとか必要単位を取得しているが、経済学についてはほとんど学習していない学生、法学部以外の学部においては、経済学・経営学・その他の分野を学習してきたが、法学・憲法などについては一般教養で学習した程度で専門的な学習をほとんどしたことがない学生、また以上の学生に相当する学習者層です。

学習の最終的な目標（到達点）は、経済法一主に独占禁止法一の条文を解釈して法の精神に基づく具体的規範を導き出し、つぎに審決（公正取引委員会による判断）・判決（裁判所による判断）に記載されている認定事実から要件事実を確定し、独占禁止法（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の通称であり、「独禁法」は略称である）の具体的規範を適用して、法的結論を導くことがあります。

したがって、このテキストでとりあげる内容は、経済法の一般的な解説書の構成とは異なり、経済法を学習する際に必要とされる法学の基礎知識、民事法・刑事法の基礎、経済学・産業組織論の基礎、基本的な経済政策、独占禁止法では行動規制（私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法）を中心とした実体規定の解釈そして認定事実への適用（要件事実の確定）についての解説および演習に絞ったもので構成されています。他方、手続や構造規制（独占的状態・集中規制および合併規制）については、範囲を限って概説することにとどめてい

ます。

ゆえに、このテキストは、すでに基礎的な分野を十分に理解し、大学院などで専門的に広く深くあるいは司法試験受験のために経済法を学ぼうとする学習者層向けではないことを、予めお断りしておきます。

* * *

法律を学ぶとは、規範を学ぶことです。その規範は、人々の権利・生活を保障するための「楯」となり得ますが、他方、権力者の「剣」ともなり得る性格をもっています。法規範が常に人々のための「楯」であり続ける社会を築くために、法律学を学習します。

このテキストを利用した経済法の学習手引きを、まず法学部の学生向け、つぎに法学部以外の学部の学生向けの順に書き進めることにします。

法学部の学生は、法学を学習する際に共通して要求される基礎的知識を第1部（経済法を学ぶための基礎）の第1章～第6章までを学習あるいは確認することからはじめてください。法学部以外の学部の学生で経済学やその応用分野をすでに学習した場合には、第1部の第1章、つぎに第6章の経済学的成立基盤で経済的知識を確認した後に、第2章～第5章に進んでいただいても良いでしょう。第1部の最後に、これらの学習のまとめとして第7章を学習してください。なお、今までに経済学も法学も学習したことがない学生は、法学部の学生と同様の順に学習してください。

第1部の第1章では、小中高の学校教育で学んだ人文・自然・社会科学が分析経験科学であり、大学で学ぶ法学は当為・規範（禁止・命令）の科学であることから、2つの科学の間では学習する内容に異同があることを理解していただきたいと思います。つぎに、第2章～第4章では、法律（規範）を学ぶ際に予め理解しておきたい重要な法技術一たとえば、法律の条文は、どのような構成要素によって形成されているか、社会で生じた問題は、どのような法理論・原理原則・法的プロセスに従って解決されなければならないかなどを修得していただきたいと思います。第5章では、経済法が成立する法律学の基盤を社会法の視点から学習し、経済法と同じ社会法に属する社会保障法・労働法との関係を理解します。また、民法の所有権の絶対性・契約自由の原則から有効競

争原理の成立する法的構造そして競争が有効に機能しているか否かを判断するための規準を学習します。第6章では、ミクロ経済学の基礎分野において、製品・サービスの価格や生産販売数量が決定されるプロセスおよびメカニズムを学習し、市場の失敗（独占・取引制限）が生じる原因とその弊害を理解します。つぎに、産業組織論の視点から競争政策の成立する経済産業構造（理論）を学習します。第7章では、第1部の学習内容のまとめとして、自由主義社会において、望ましいバランスのとれた経済政策・労働政策・社会保障政策を選択するために、独占禁止法は、法体系のなかでいかにるべきかについて検討します。

第2部の独占禁止法の学習プロセスおよび方法は、このテキストを利用して学習するすべての学習者に共通します。第2部では、経済法の中核である独占禁止法を学習します。テキストは、第3章独占禁止法総論、第4章独占禁止法各論—基礎概念、第5章私的独占、第7章不当な取引制限、第9章不公正な取引方法という行動規制に重点をおいて解説しています。学習者は、各章の解説を読み進めることにより、独占禁止法の各条文で記載されている法律用語の定義、要件・効果そして法理論を学びますので、テキストに独占禁止法の条文が出てきた際には、必ず六法でその条文を読み確認するように心がけて下さい。第5章・第7章・第9章のつぎには、第6章・第8章・第10章で研究章が設けられています。研究では、実際の事件を題材に、第1部で学習した法技術を使って、独占禁止法の条文を解釈して法の精神に基づく具体的規範を導き出し、つぎに個別の審決・判決で記載されている認定事実から要件事実を確定し、独占禁止法の具体的規範を適用して、法的結論を導くことにトライします。

まず、公正取引委員会が刊行する審決集、裁判所が刊行する判例集あるいは公正取引委員会のホームページ (<http://www.jftc.go.jp/>) から、研究の対象となる審決・判決をコピーするか出力して、重要な箇所に小見出しをつけつつ何度も「事実」を読み返し、小見出しを利用してノートに事実関係を整理して把握します。このノートをもとにして、事実関係の概要を図解します。ここまでプロセスを終したら、テキストの各研究章を読み進めます。

研究章には、法令条文の構成要素（要件・効果）および条文間の関係、事件

の内容整理、事件の概要図、事件の分析・評価、具体的規範を要件事実に適用することから法的結論（審決・判決の内容）に至るプロセスの順で解説してあります。自分で作成した事件の概要や概要図と比較して、足らないところは補充し、条文を解釈することから導き出した具体的規範との要件にどの認定事実があてはまるのか（要件事実の確定）を確認した後に、法的結論を導き出して、あなたのレポートを完成させてください。

第5章の私的独占、第9章の不公正な取引方法の解説の中には、公正取引委員会による審決や裁判所による判決の重要な事件について、事実関係を概要図にしたものを見せてあるので、学習者は、研究と同様に自分でトライしてみてください。

* * *

以上の学習方法は、筆者が丹宗昭信経済法研究室（大東文化大学博士課程）に所属した際に学部の講義で行われていたものであり、筆者もこの学習方法を採用しています。筆者は、この学習目的および方法に対応し得るテキストの作成を、ここ数年来の念願としていました。また、裁判員制度が実施されたことで、私たち教員が担当する講義に出席する学生のなかには、やがて裁判員の席に着く者が出るかもしれません。筆者は、裁判員に求められる能力がこのテキストによる学習の最終的な到達点と一致すると考えています。

2005（平成17）年初夏に法律文化社の営業部畠光氏と、法学教育や経済法・独占禁止法のテキストの内容について意見交換をしたときから4年余を経過し、2008（平成20）年秋に同氏から単著による入門テキスト作成・刊行のお話をいただいたから1年を経過しました。本書は、本書のもう学習のねらいなどから、経済法入門の一般的な解説書とは、多少異なるものとなったかもしれません。筆者は、かような視点から作成された本書が、入門テキストとして利用されるならば幸甚であるし、学習者が、経済法分野に関心をもつようになり、さらにレベルの高い解説書を手にとって、経済法分野を学習あるいは研究するようになってくれることを願ってやみません。

なお、テキストでは、学習の目標や紙面の関係上、構造規制や2009（平成21）年改正独占禁止法による特定の不公正な取引方法に課徴金制度が新設されたこ

とについて十分な解説を加えることも、また、環境保全に関する経済学の基礎理論、環境保全政策と競争政策の関係、GATT・WTOでとりあげられた事例、資金決済に関する競争政策についてとりあげることも、できませんでした。これらの点については、講義などの際に、適宜に補充していこうと思います。

ところで、テキストの再校段階にあった2009（平成21）年12月9日に、内閣府・経済産業省合同政策会議は、2010（平成22）年の通常国会において独占禁止法の改正を2009年に統一して行うと発表しました。その骨子は、公正取引委員会によってなされた排除措置命令および課徴金納付命令に対して行われる公正取引委員会による不服審査（審判）制度を廃止して、不服審査を東京地方裁判所の専属管轄による第一審裁判手続で行う、これに伴って、公正取引委員会の機関の一部改変を行い、実質的証拠の法則および新証拠提出制限に係わる規定を廃止するというものです（施行期日は未定）。これによって、独占禁止法の手続に関する条文は、大きく変更されると思われますが、2009（平成21）年12月10日現在、その全体像も詳細も発表されていません。そこで、今回の改正の方向性については、本書の242・243頁に掲載した2009（平成21）年12月9日「公正取引委員会担当政務三役発表の『独占禁止法の審判制度の見直し』についての図表」と同三役発表の『独占禁止法の改正等に係る基本方針』についての筆による解説「独占禁止法の2010（平成22）年改正の方向性」を参照していただきたいと思います。

* * *

最後に、出版界をとりまく状況がたいへん厳しいなかで、筆者の意図するテキストの刊行を決断していただいた法律文化社に対して感謝を申し上げるとともに、数年にわたってテキストの作成進行に配慮してくださり再三にわたる法改正にも対応していただいた営業部畠光氏、編集の全般にわたって担当し貴重なアドバイスをしていただき尽力して下さった舟木和久氏に、こころより感謝申し上げる次第です。

2010年1月

高橋 明弘